

令和 8 年度各部定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から 6 月 1 5 日（月）まで

3 監査の対象

令和 7 年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和 8 年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び主な着眼点

- （1）各部定期監査は、令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を主な着眼点として実施した。

ア 収入の確保が適正に行われているか。

イ 予算が適正かつ効率的、効果的に執行されているか。

ウ 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。

エ 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。

オ 財産の管理が適正に行われているか。

カ 従前の指摘事項が是正されているか。

（2）重点事項

「旅費の支給」を重点事項として設定し、事務処理等が適正に行われているか確認した。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

7 監査委員の除斥

監査委員のうち、鈴木理志監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会費に関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 重点事項（旅費の支給）

ア 通勤手当が支給されている区間の減額調整の未実施や誤りにより旅費が過大に支給されていたものがあつた。

（戸籍住民課、中央地区サービス事務所、福祉総合課、障害者支援課、地域保健課、子ども若者課、こども家庭センター、保育課、道路公園課、環境保全課、区議会事務局、教育支援課、生涯学習課）

イ 旅費の計算は「最も経済的な通常の経路及び方法」によることが原則となっているが、一般的な経路ではなく、目的地まで迂回する経路を選択していたため、旅費が過大に支給されていたものがあつた。

（障害者支援課）

ウ 通勤手当が回数による算出方法によって認定されている職員が週休日に出張する際は全経路が旅費の支給対象となるが、認定経路と重複する区間を減額調整したため、支給額に不足が生じていたものがあつた。

（中央地区サービス事務所）

エ 旅行命令申請の入力誤りにより、支給額に不足が生じていたものがあつた。

（戸籍住民課、北部地区サービス事務所、障害者支援課、子ども若者課、教育支援課、生涯学習課）

オ 保存されていた特急券と旅行命令申請の運賃内訳書の金額に差異があり、支給額に過不足が生じていたものがあつた。

（障害者支援課、生涯学習課）

カ 特急券や高速バスの領収書等が保存されていないものがあつた。

（施設管理課、国保年金課、障害者支援課、保健予防課、生涯学習課）

キ 宿泊を伴う旅行の復命書が作成されていないものがあった。

(秘書課、中央地区サービス事務所)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

週休日の在宅勤務や時間外勤務を伴う旅行を行った際の超過勤務命令を申請していなかったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

(健康推進課、生涯学習課)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 100万円以上500万円未満の補助金の交付決定は部長が行うこととされているが、課長により決定されているものがあった。

(環境保全課)

イ 1,000万円以上の分担金の交付決定は区長が行うこととされているが、課長により決定されていた。また、交付金総額以外の事項(所属年度、支出科目、債権者名及び経理処理の方法等)の項目の記述がないまま決定していた。

(清掃リサイクル課)

ウ 7年3月31日に金銭出納員が収納し、4月に払込みを行った標識弁償金について、6年度の歳入として調定すべきところ、7年度の歳入として調定していた。

(税務課)

エ 建物賃貸借契約の終了に伴い、相手方から返還された契約保証金を歳入として調定せず、歳入歳出外現金(契約保証金)として収納していた。

(保育計画課)

オ 金銭出納員が収納した参加者負担金を現金出納簿(金銭出納員用)に記帳しておらず、収納金日報及び収納金収入報告書も作成していなかった。

(住宅課)

カ 金銭出納員が払い込むべき収納金のうちから留め置くことができる釣り銭又は両替金の範囲は1万円までとされているが、収納金を1年分(48,300円)留め置き、まとめて払込みを行っていた。

(北部地区サービス事務所)

キ 付属機関委員の報酬及び交通費の支出科目を誤り、報償費で支出していた。
(保育計画課)

ク 長期継続契約により締結したリース契約について、代金を毎月支払うこととされていたが、6年4月分から7年12月分までの代金を8年3月に支出しており、長期にわたり支払いが遅延したことに伴い、遅延損害金を支出していた。
(税務課)

ケ 議長交際費の領収書の金額と現金出納簿の払出額に差異があったが、払出額を基に前渡金の精算を行ったため、戻入額に不足が生じていた。
(区議会事務局)

コ 庁用交際費の精算にあたり、領収書がない場合に必要な支払確認書を作成していなかった。
(文化・交流課)

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 所管が行うことができる物品等の契約は、予定価格50万円未満の契約であるが、2件を合算すると50万円以上となる契約を、同日、又は1日違いの日付で別々に契約依頼し、自所属契約としたものがあった。
(滞納対策課、道路公園サービス事務所、清掃事務所)

イ 雑誌購入の年間契約において、見積書を徴取していない業者と契約していたものがあった。
(広報広聴課)

ウ 所管が行うことができる契約のうち、予定価格30万円未満は課長が決定し、30万円以上は教育次長が決定することとされているが、30万円以上の契約を課長が決定しているものがあった。
(学校運営課)

エ 請書に相手方の押印や署名がない場合の契約決定においては履行の意思確認ができるメール等を添付する必要があるが、添付していないものがあった。
(障害者支援課)

(5) 消防設備の管理を適切に行っていなかったもの

消火器の買換えに当たり、契約の履行期限を消火器の使用期限より先の日付に設定したため、納品までの間、消火器が使用期限切れの状態となっていた。

(保育課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見受けられたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 事務事業の見直しについて

6年2月に策定した中期経営指針では、経営判断を行う際の手法の一つとして「将来的なビルドを意識したスクラップ」を掲げ、常に財政収支見通しや将来的なビルドを意識して、相対的に必要の薄れたものは着実にスクラップを行うとしている。

事務事業の見直し等の行財政改革の取組については、現在、行革計画を策定せずに、基本計画で基本的な考え方を示し、実施計画等を通じて、具体的かつ計画的に取り組むとしているが、予算編成概要の見直し事項一覧の歳出削減額を見る限り、十分な成果を上げているということとはできない。

また、7年度決算を見ると、経常収支比率等の財政指標は良好となっているものの、学校施設の更新等に伴い、債務負担行為による翌年度以降の支出予定額が大幅に増加しており、今後の財政構造の硬直化が懸念される。

なお、8年度の予算編成から、期間設定方式（事業にあらかじめ終了時期又は見直し時期を設定する仕組み）が導入され、一部の新規事業等については、事業の見直しが義務的に行われることになるが、予算全体に占める割合の大きい既存の事務事業については、そうした仕組みは導入されていない。

基本構想で定めた区政運営方針「未来を見据えた持続可能な行財政運営」を実現していくためには、事務事業の見直しを継続的に行うための仕組みの構築が不可欠である。例えば、予算編成時の事務処理方針の中に、事業の必要性や有効性、効率性に関する項目を設け、所管が事業の廃止や縮小等を検討する際に参考とすべき指標の考え方等を示すなど、限られた行財政資源を有効かつ効率的に活用し、新たな課題に的確に対応していくために、全庁的に事務事業の見直しに取り組むための具体的な方法等を早急に検討し実施されたい。

(企画経営課、特命課、財政課、ほか関係課)

イ 収入未済額の縮減について

7年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額（前年度比）	増減割合
一般会計	10億2,581万円余	△704万円余	△0.7%
特別区税	5億152万円余	1,346万円余	2.8%
国民健康保険	7億1,058万円余	104万円余	0.1%
後期高齢者医療	4,860万円余	617万円余	14.6%
介護保険	1億4,080万円余	△1,729万円余	△10.9%
合 計	19億2,581万円余	△1,712万円余	△0.9%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

4会計の合計は、19億2,581万円余で、前年度比1,712万円余（△0.9%）の減となった。

一般会計は、10億2,581万円余で704万円余（△0.7%）の減となったが、特別区税は、5億152万円余で1,346万円余（2.8%）の増となった。

特別会計では、介護保険特別会計が、1億4,080万円余で1,729万円余（△10.9%）の減となったが、国民健康保険特別会計は、7億1,058万円余で104万円余（0.1%）、後期高齢者医療特別会計が、4,860万円余で617万円余（14.6%）の増となった。

収入未済額の4会計の合計額は、滞納整理事務の効率化や納付方法の多様化など、滞納対策課はじめ各所管課の努力により、5年度が△7.8%、6年度が△6.8%と、この数年間、顕著な減少が続いていたが、7年度は△0.9%の減であった。

収入未済額は、一般会計の特別区税等及び国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計で増加し、合計額も19億2,581万円余と依然として多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点から、今後もその改善に一層の取組が求められる。

期限内納付がされなかった債権については、早期の働きかけなどが大切であり、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含めて、法令等の規定を踏まえ、引き続き自主納付の促進と効率的・効果的な債権回収に努め、収入未済額の更なる縮減を図られたい。

（滞納対策課、ほか債権所管課）

ウ 重点事項（旅費の支給）について

公務のために旅行する職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）等で支給方法が定められている。条例は、旅費の適正支出及び実費主義を基本原則としているが、今回の監査では、指摘事項に挙げたような是正・改善を要する不適切な事項が見受けられた。

通勤手当が支給されている区間の減額調整の未実施や誤りにより旅費が過大に支給されていたケースでは、庶務事務システムに認定経路が登録されていない会計年度任用職員について、システム上で定期券調整が行われないため別途入力が必要であることが十分に認識されていない状況が確認された。

所管課は、当該事務手続について職員への周知を図るとともに、「最も経済的な通常の経路及び方法」の原則を踏まえ、職員一人ひとりが通勤手当の認定経路に基づいた旅行命令申請を行うよう、年度当初や健康診断のための旅行の機会を捉えて確認及び指導を徹底するなど、旅費事務の適正な執行を図られたい。

在宅勤務については、便宜的に自宅を旅行先として旅行命令を行うことで勤務を管理しているところであるが、今回、在宅勤務の始業・終業時刻の出勤簿備考欄への入力漏れをはじめ、多くの誤りが確認された。

個々の誤りは軽微なため指摘事項とはしていないが、在宅勤務を実施している所管課は、旅行命令申請、出勤簿、在宅勤務等報告書及び年次有給休暇申請等の内容を照合し、一連の申請内容に誤りがないかを確認されたい。

在宅勤務については、コロナ期を経て段階的に対象を拡大したため、サービス管理についても、その都度、通知が出されてきた経緯がある。職員の理解が十分ではない状況を踏まえ、制度所管課は、在宅勤務に係るサービス上の手続について、改めて全庁的に周知されたい。

（人事課、ほか全課）

（２）個別的事項

ア 企画経営部関係

行政手続のオンライン化について

４年４月策定のDXビジョンでは、今後の取組の方向性として、９つの実現を目指す姿を示しており、目指す姿の１つ目を「時間や場所に関係なく、いつでも・どこでも、区の手続や相談ができます」とし、その取組の具体例として、行政手続のオンライン化を掲げている。

行政手続のオンライン化については、子育てや介護分野等の国が推奨する手続や区における申請件数の多い手続を優先するなど、４年７月に定めた「行政手続のオンライン化の進め方」に基づき、着実に取組を進めている。

６年度からは、DXを加速させる取組の戦略的な展開として、デジタル・I

C T戦略を策定しており、行政手続のオンライン化を重点取組とし、24時間365日申請可能な行政手続を増やし、区民の利便性向上を図るとしている。

7年度も、引き続き国が推奨する手続に加え、区民からの申請件数の多い手続を優先してオンライン化を進めた結果、7年度末のオンライン化率（区全体の申請件数に対するオンライン申請が可能な手続件数の割合）は、80.1%となり、6年度末の70.6%から大きく向上している。

一方で、オンライン申請後の各課の事務処理については、オンライン申請のシステムと各課の業務システムとのデータ連携の関係などから、十分な効率化ができていたとは言えず、職員の負担軽減に必ずしもつながっていない状況が見受けられる。

今後、行政手続のオンライン化を推進するに当たっては、バックヤードの事務処理の簡素化やシステム化等による業務自体の見直しなども含め、区民と行政双方にとっての利便性や効率性を考慮し、区民サービスの向上と職員の働き方改革の実現につながるよう取組を進められたい。

（情報政策課、DX戦略課、ほか関係課）

イ 資産経営部関係

施設の適切な維持・保全について

区有施設をはじめとする区の資産に関する業務を経営的視点から長期的かつ総合的に推進するため、7年4月に資産経営部、資産経営課、施設管理課、施設整備課の新設等の組織改正が行われた。

区有施設の維持・保全については、学校等の教育委員会所管施設も含めて、施設管理課の所管とされ、業務の集約化により効果的かつ効率的で適切な維持管理に努めるとともに、営繕経験のある職員の知見を生かし、より専門的で迅速な対応を行うとしている。

7年8月に公表された「公共施設等マネジメントの推進に向けた基本的な考え方」では、多くの施設が更新時期を迎える中で、すべての公共施設等を現状のまま維持・更新することは財政的に不可能な状況であることから、今後は4つの考え方を主軸に取り組むとし、その中で、施設の改廃や長寿命化を見据えた予防保全的視点での計画的な修繕・維持管理を実施することで施設の安全性・快適性を確保するとしている。

厳しい財政状況の中にあっても、区有施設の維持管理に当たっては、常に健全な状態を維持できるよう、緊急性等を踏まえて適切に修繕等を行う必要がある。また、学校施設等は、園児・児童・生徒等の学習及び生活の場であるとともに、非常災害時における区民の避難所として重要な施設であり、改築等により新しい施設となるまでの間においては、安全・安心な教育環境の確保を最優

先に、計画的な維持・保全を行うことが求められる。

こうした観点も踏まえ、民間活力の活用も含め、より効率的・効果的な維持・保全の手法等について検討し、改定する区有施設見直し方針及び見直し計画の中で具体的に示されたい。

(資産経営課、施設管理課、ほか関係課)

ウ 総務部関係

平和記念事業について

区では、戦争犠牲者の追悼と世界の恒久平和、核兵器の廃絶と区民の幸せを願い、戦後40年にあたる昭和60年5月3日に平和都市宣言を行い、毎年様々な平和記念事業を実施している。

平成2年度からは、未来を担う子どもたちに、原子爆弾の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供するため、平和の特派員として小・中学生を広島市に派遣しており、平和記念式典への参加や平和関連施設の見学、被爆体験者から直接話を聞く機会を設けるなどの取組を実施している。

7年度は、戦後80年の節目の年であったことから、派遣人数の定員を24人から36人にしており、平成2年度からの派遣人数は合計で853人となっている。派遣した小・中学生が体験した内容については、派遣後に行う報告会での発表、体験レポート集の作成、翌年度の平和祈念のつどいでの体験発表など、自らの体験と平和への思いを伝える機会を設けており、体験レポート集は区内小・中学校及び区立図書館等に配布している。

このほか、区報への戦争体験者のインタビュー記事掲載や区立中学校での平和資料展の実施、戦争体験者の講演会の開催や広島市から借用した原爆被害等を疑似体験できるVRゴーグルを活用した特別体験会の実施など、事業内容を拡充している。

戦後81年が経過し、今後はますます戦争を体験した人が少なくなり、その体験を直接聞く機会が減っていく中で、二度と悲惨な戦争が起こることがないよう、平和の尊さを考える機会を持つことは大変重要である。基本構想の区政運営方針の一つ目に「平和と人権・多様性の尊重」を掲げる区として、平和記念事業の更なる充実に取り組まれない。

(総務課)

エ 危機管理部関係

防犯機器等購入緊急補助事業について

いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる、匿名・流動型組織による強盗

事件等が全国的に発生していたことから、区民の体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、住居に対する防犯対策を促進し、区民の安全・安心を確保するため、録画機能付きドアホンなどの住居への侵入盗被害防止に有用な防犯機器の設置など、防犯対策に要した費用の一部を助成する「住まいの防犯対策助成事業」を7年1月から3月まで実施した。

さらに、7年度は区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする東京都の補助事業を活用し、防犯カメラなど助成対象とする機器を拡大し、補助限度額を1万円から3万円、補助率を2分の1から4分の3に充実した上で、「防犯機器等購入緊急補助事業」を実施しており、8年度も事業を継続している。

6年度の助成件数は3か月間で74世帯だったが、7年度はカメラ付きドアホンや防犯カメラを中心に944世帯に助成しており、区民の生活安全に関する危機意識の高まりがうかがえる。

警察庁によると、7年の侵入窃盗の認知件数は、47,233件、前年比で4,197件（9.8%）の大幅な増加となっており、発生場所別では一戸建住宅が全体の29.1%で最も多い。また、区内の特殊詐欺による被害は極めて深刻な状況となっており、区民の防犯意識及び防犯知識の更なる向上と防犯対策の強化が求められている。

9年度以降の東京都の補助事業については、現時点で継続されるかどうかは未定とのことだが、区の事業の継続等については、8年度の申請件数や侵入窃盗の認知件数等の状況に基づき、防犯対策の重要性を踏まえて適切に判断されたい。今後も、区内警察署や防犯協会、地域団体等と連携・協力し、犯罪のない安全な地域づくりを進めてほしい。

（生活安全課、ほか関係課）

オ 区民生活部関係

住区センターコミュニティルームの利用率向上について

住区会議室や社会教育館等の貸室については、4年10月に決定された「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」に基づき検討が進められ、6年9月に目黒区立住区会議室条例の改正が行われた。

7年4月の改正条例施行により、条例の題名が「目黒区立コミュニティルーム条例」に改められ、これまで地域コミュニティや生涯学習の推進など、各施策に基づき整備してきた公の施設の貸室機能について、施設ごとの貸室から区民相互の交流促進等を目的とするコミュニティルームとして位置づけの集約化が図られるとともに、団体登録制度等の見直しや利用時間帯の3区分から4区分への変更等が行われることとなった。

住区センターコミュニティルームの平均利用率は、４年度３９．６２％、５年度４２．８０％、６年度４６．５４％で、従来から利用率の向上が課題であった。７年度については、団体登録制度や利用者負担割合の見直し、利用時間帯区分の変更等があったことから、６年度以前と単純に比較することは難しいが、近年増加傾向にあった平均利用率は、８年７月の区議会所管委員会で報告された状況としては低下がうかがわれるところとなっている。

なお、６年度から一部の住区センターコミュニティルームは、指定管理者が住区住民会議から民間事業者に交代しており、自主事業も実施されているが、現時点では顕著な利用率の向上は見られない。

区内に２４カ所ある住区センターコミュニティルームについては、住区住民会議、町会・自治会をはじめ、区民団体や区民相互の交流が促進され、多様な活動の展開がなされるよう、利用者や指定管理者等の関係者の意見を聞きながら、利用申込時期も含めて利便性を考慮した運用方法等の見直しを検討するなど、利用率向上に向けた取組に努められたい。

(各地区サービス事務所)

カ 産業経済部関係

創業支援について

平成２６年１月に産業競争力強化法が施行され、国における創業関連施策が進められるとともに、区市町村については、創業支援等事業計画を定めて国の認定を受けることで、創業希望者が国の補助制度等の各支援を申し込める仕組みとなった。

このため、区では従前から実施してきた創業支援事業の再編充実を図り、平成２８年１月に創業支援等事業計画を策定し、国の認定を受けて区民等による創業を支援するための取組を進めており、現在の計画は、６年度から８年度までを計画期間としている。

平成３１年３月に改定した産業振興ビジョンにおいても、創業・起業の促進を施策として掲げ、区民の取組を支援するとしている。

創業支援等事業計画では、年間の目標数として、創業支援対象者数及び創業者数を定めており、目標の達成に向けて、創業セミナーや創業相談、創業資金の融資あっせんなどを関係機関と連携して実施している。

また、コロナ禍を契機とした社会経済状況の変化などもあり、従来の創業セミナーを補完するフォローアップ講座や創業支援セミナー応用編をオンラインで開催するほか、女性の創業希望者や創業間もない人を対象に、女性起業セミナーをオンラインと会場形式で実施している。

創業セミナー修了者の創業者数については、６年度１６人、７年度１９人と

着実に増加しているが、創業者の事業継続と地域への定着に向けては、創業後の一定期間の支援が重要であり、また、創業支援の全体像をわかりやすく示すことも必要である。

創業者の事業継続の状況等を調査し経営上の課題等を丁寧に把握した上で、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援策を着実に推進するとともに、創業支援も含めて、区として今後の産業振興施策を総合的、計画的に行っていくために、産業振興ビジョンの早期改定についても検討されたい。

(産業経済・消費生活課)

キ 文化・スポーツ部関係

芸術文化振興プラン及びスポーツ推進計画の改定について

8年3月に芸術文化振興プランとスポーツ推進計画が改定されている。

新たな芸術文化振興プランでは、「まちに咲く 芸術文化 みんなが育み つながるまち めぐろ」を将来像として新たに設定している。

この将来像を達成するため、「芸術文化のまちなか展開と機会の拡充」、「芸術文化活動に親しむことができる環境整備」、「文化縁の形成と地域の連携強化」の3つを基本目標に掲げ、芸術文化を契機として、年齢、性別、所得や国籍等にとらわれることなく人々の間に生まれる新しく豊かな交流と、それを通して形成される人々のつながりである「縁」を意味する「文化縁」の更なる充実を目指すとしている。

また、スポーツ推進計画は、スポーツの定義・範囲を「健康づくりや日常生活で意識的に行う身体活動、楽しみや喜びを感じるレクリエーション活動、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものに限らずその全てを幅広く含むもの」と捉え、基本理念を「スポーツで^{ひら}^{あした}拓く未来 ー誰もがスポーツを楽しみ、笑顔あふれるまち“めぐろ”ー」としている。

この基本理念を実現するため、「誰もがスポーツに親しむ機会を得ている」、「スポーツを通じて健康づくりが進んでいる」、「スポーツを通じたつながりが創出されている」の3つを基本目標に掲げ、新規にeスポーツ体験イベントの開催やスポーツを通じた子どもから高齢者までの世代間交流等に取り組むとしている。

芸術文化とスポーツは、どちらも人が生きがいや充実感をもって生活することに寄与するとともに、生涯にわたって、学び、楽しむことができるものであり、芸術文化振興プランとスポーツ推進計画の基本目標については、共通の視点に基づくものも多い。

今後の施策・事業の実施に当たっては、関係機関・団体・地域等との連携・協力を更に深めるとともに、部内はもとより関係部局とも十分な調整を図った

上で、組織横断的に芸術文化の振興及びスポーツの推進に取り組むことを期待する。

(文化・交流課、スポーツ振興課)

ク 健康福祉部関係

認知症の早期発見・早期対応の取組について

高齢化の進展に伴い認知症高齢者数の増加が見込まれることから、区では、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期発見・早期対応を目的として、6年度から認知症検診事業「もの忘れ検診」を実施している。

6年度の検診の対象者は、当該年度に67・70・73・76歳の区民で、受診者数699人、受診率7.3%、総合判定結果で認知症のおそれありとなったのは34人であった。

7年度は、若年性認知症や加齢に伴う認知症発症率等を考慮し、6年度の対象年齢に、61歳・64歳及び79歳を追加して実施している。受診者数1,580人、受診率8.6%、総合判定結果で認知症のおそれありとなったのは86人で、受診率を年齢別でみると、7年度に追加した61歳及び64歳が高かったとのことであった。

もの忘れ検診は、もの忘れの症状が軽度のうちに、早期に認知症に気づき、適切な医療や介護予防の取組につなげるなど、検診後のフォローアップ体制の構築等により、住み慣れた地域での自分らしい生活を維持することを目的として実施しており、受診率の向上が課題となっている。

8年度は対象者に送付する受診券や案内文等について、見やすくわかりやすいものにデザイン等を工夫したとのことだが、受診率の更なる向上に向けては、目標値を明確化するとともに、受診率向上に取り組む他自治体の事例を参考とするほか、広く情報収集を行い、検診の意義や必要性の周知啓発も含めて、より効率的・効果的な方策を検討されたい。

(福祉総合課、ほか関係課)

ケ 健康推進部関係

感染症対策について

4年12月の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、これまで都道府県のみで策定が義務付けられていた、感染症の予防のための施策の実施に関する計画が、保健所設置区市においても策定が義務付けられたことから、区では、感染症対策の基本的な方向性を示し、感染症予防の総合的な推進を図るため、6年度から11年度までの6年間を計画期間とする感染症予防計画を6年3月に策定している。

この計画では、区におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）への対応を念頭に、平時からの感染症の発生予防やまん延防止に重点を置き、患者移送体制の確保、自宅療養者等の療養生活の環境整備、保健所職員等の人材育成や人員体制の確保、緊急時における関係機関との連携等の取組を推進するとしている。

また、7年3月には、感染症予防計画に基づく保健所の具体的な対応を定めるため、研修・訓練、組織体制の構築、関係機関との連携などの平時からの対応と新興感染症発生時における業務体制などを主な内容とする、保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）を策定している。

7年度は、新興感染症発生時における即応体制確保のため、全庁の保健師と区立保育園の看護師を対象に、コロナ対応に係る講義や感染防護服の着脱訓練を実施したほか、感染症法上の一類・二類感染症が区内で発生した場合に、勧告入院先となる圏域病院で実施された訓練に職員を派遣し、患者搬送に係る動線の確認等を行った。

感染症の発生及びまん延は、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、感染症対策の一層の充実・強化が求められており、今後も研修や訓練を着実に実施し、職員の更なる資質向上と対応力の強化に努めるとともに、コロナ対応時の経験を踏まえ、保健所はもとより、区全体として柔軟で機動的な組織体制を整備するなど、健康危機管理体制の確立に向けた取組を進められたい。

（保健予防課、ほか関係課）

コ 子ども若者部関係

子ども・若者社会参画プロジェクトについて

7年3月に改定した子ども総合計画の重点プロジェクトの一つである「子ども・若者社会参画プロジェクト」では、子ども・若者の声を聴く大切さを大人一人ひとりが自覚し、実践していく意識の醸成を図るとともに、次代を担う子どもや若者が社会の一員として積極的に社会活動に参加し、意見を述べることや、その意見が区の施策に反映される仕組みを構築するとしている。

7年度の主な取組としては、小学生から高校生世代を対象にインターネットによるアンケートで区の施策等に対するモニタリングを行う「MEGUROこどもモニター」、高校生世代から25歳までを対象に、身近な課題などについて率直な意見を聴く「めぐろY o u t h ミーティング」を実施したほか、高校生世代から25歳までを対象に、当事者の意見を区政に反映させる仕組みづくりを目指す「めぐろプレ子ども・若者会議」を開催し、会議の名称を「めぐろスマイル会議」に決定している。

今後も、当事者である子ども・若者の意見を十分に聴きながら、意見表明等に当たって必要な情報を事前にわかりやすく提供するとともに、年齢や発達段階に応じた適切な方法により、公平で多様な意見表明の機会を継続的に確保できるよう取組を進められたい。

また、自ら意見を表明し、その意見がどのように検討され、結果どうなったかを知ることが、自己有用感の向上や社会への参画意識の高まりにつながるものと考えられる。聴いた意見をどのように受け止め、その後どのように区取組に反映させたか、反映されなかった場合はその理由等のフィードバックを確実に行うとともに、その方法等について年齢や発達段階に応じた適切な仕組みを構築されたい。

子ども・若者の意見を聴き、反映させることは、区の全施策に通じる重要な視点であることから、今後も様々な機会を活用し、職員や区民等への理解促進と普及啓発の取組を積極的に進められたい。

(子ども若者課、ほか関係課)

サ 都市整備部関係

耐震改修促進計画の改定について

耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画で、首都直下地震が30年以内に70%の確率で発生すると指摘される中、地震による被害を最小限とし、区民の生命と財産を守り、災害に強いまちを実現する必要があることから、国や都の動向を踏まえ、より一層建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進するため、8年3月に改定されている。

区内の耐震化の状況は、7年現在で一般住宅90.5%、公的住宅100%、特定建築物（区有建築物を除く、多数の者が利用する一定規模以上の建築物）90.2%、防災上重要な区有建築物（地域防災計画に定める小・中学校等地域避難所等）は98.8%で、一般住宅において必要な耐震性を満たしていないと見込まれる住戸数は14,651戸となっている。

このため、改定後の耐震改修促進計画では、12年度末までに、一般住宅及び特定建築物の耐震化率を95%、防災上重要な区有建築物の耐震化率を100%とすることを目標としている。

民間建築物の耐震化促進を図るため、耐震診断や耐震改修等の助成事業を行っており、木造住宅等の耐震診断助成件数は、5年度7件、6年度31件、7年度16件、耐震改修助成件数は、5年度4件、6年度6件、7年度4件となっている。

木造住宅等の耐震診断については、大きな地震の発生後は申請件数が増える

傾向が見られるが、耐震改修については、過去5年間を見ても2～6件の助成件数にとどまっており、件数が伸びない理由としては、診断から建物が完成するまでの期間の長さや自己負担などが影響していると考えられる。

しかし、これらの事業は、区民の生命と財産を守るための重要な取組であり、大地震が発生した場合の建物被害の軽減の観点からも、耐震化に関する指導と助言を行いながら、支援制度について丁寧に説明するなど、耐震改修が必要な区民等への広報活動を積極的に進めるとともに、工事費等の高騰も踏まえ助成制度の見直しを行うなど、耐震化の促進に向けて一層取組を強化されたい。

(建築課)

シ 環境清掃部関係

ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例の改正について

区では、平成15年7月に、ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例（以下「ポイ捨て防止条例」という。）を施行し、これまで区内4カ所（自由が丘、中目黒、学芸大学、都立大学の4駅周辺）を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、区域内への喫煙所整備等により、環境美化と受動喫煙防止に向けて、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境の整備に取り組んでいる。

4年8月に実施された内閣府の「たばこ対策に関する世論調査」では、周囲のたばこの煙を「不快に思う」、「どちらかと言えば不快に思う」と回答した割合は、83.3%で、不快に思った場所を「路上」と回答した割合が70.2%となっており、また、路上喫煙に対する区民の声も毎年多く寄せられていることなどから、区内全域における路上喫煙を禁止し、まちの環境美化を一層推進するため、8年3月にポイ捨て防止条例の改正が行われ、8年10月1日に施行されることとなった。

条例の施行に向けては、「喫煙所の整備・拡充」に取り組むとしており、7年度は区が指定する喫煙所に対する補助について、整備費に加え維持管理費や改修に係る経費も補助対象とし整備を進めた結果、新たに7カ所が指定され、7年度末における区内の公衆喫煙所と指定喫煙所の合計は16カ所となっている。

また、喫煙マナーの普及・啓発についても、啓発パトロールを区内全域に拡大し、路上喫煙防止のための指導を強化している。

今後も、条例改正後の実効性を確保するため、喫煙マナーの普及啓発や喫煙所の周知に努めるとともに、喫煙所の整備等に当たっては、区民等の喫煙率や喫煙についての国や都の調査にも留意しつつ、既に整備した喫煙所の利用状況なども確認の上、区の後年度負担も考慮しながら取組を推進してほしい。

(環境保全課)

ス 教育委員会関係

子ども読書活動推進計画の策定について

教育のデジタル化の急速な進展等により子どもたちを取り巻く環境に大きな変化が生じており、また、視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定等、多様な背景を持つ全ての子どもの読書環境を整備することが求められていることから、子どもたちの更なる読書活動の推進と読書環境を整備するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、8年度から12年度までを計画期間とする子ども読書活動推進計画が8年3月に策定されている。

計画では、これまでの区の実施や計画策定に当たり小学生から高校生までを対象に実施したアンケート調査結果などを踏まえ、子どもたちが読書に親しみ、進んで読書をするための環境づくりと機会の充実に取り組むことにより、子どもたちが学びの基盤を獲得し、成長してからも高い知的好奇心を持ち、生涯にわたり主体的に学び続けることができるようになることを目指すとともに、大人も含め世代を超えた読書活動の推進につなげていくことを目標としている。

具体的には、「本に触れる機会を増やす取組」、「多様な子どもたちへのサポート」、「デジタル社会への対応」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」、「自発的学習への支援」の5つを基本方針に掲げ、乳幼児や小学生、中高生世代など、ライフステージ（子どもの成長段階）に応じて、具体的な取組を整理し、体系的に設定することにより効果的に施策を展開するとしている。

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定している。

今後も、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう体制の整備に努めるとともに、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、策定した子ども読書活動推進計画に基づく施策を着実に推進されたい。

（八雲中央図書館、ほか関係課）

3 まとめ

今回の監査では、全体としては、おおむね適正に予算や事務事業の執行等がなされていることが確認できたが、指摘事項のとおり、重点事項である旅費の支給や会計事務等に関し不適切な処理が散見された。

こうした一部の不適切な事務処理については、規程等の認識不足や事務処理の基本的理解が不十分であり、組織内においてチェック体制が十分に機能していないことなどが原因と考えられる。

マニュアルの再確認も含めて組織内での注意喚起を徹底し、同様のことが繰り返し起きないように、区としてより効率的で適切な事務処理の仕組みを構築することを要望しておく。なお、今回指摘事項がなかった所管についても、自らの問題・課題として真摯に受け止め、今後とも適切な事務処理に努めてほしい。

今後の学校施設をはじめとする老朽化した区有施設の計画的な更新等については、近年の物価高騰等の影響で、事業費の大幅な増加も見込まれる。

また、小・中学校校舎の改築工事の本格化により、債務負担行為による翌年度以降の支出予定額が大幅に増加しており、将来的な財政構造の硬直化も懸念されることから、中長期的に安定的な行財政運営が可能となるよう、事務事業の見直しなどにより必要な財源の確保と効率的・効果的な執行に一層努め、区民福祉の更なる向上が図られることを期待する。

以 上